

公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会

令和6年度事業計画

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

I 現状認識

昨年は、我が国経済社会のみならずシルバー事業に多大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが、2類相当から5類に変更され、イベントや各種行事等も通常通り開催されるようになってきた。

契約金額においても、派遣事業は回復基調にあり、請負事業についても少しずつ令和元年度以前の水準に戻りつつある。

会員拡大については、各センターの積極的な取組により令和4年度は対前年度比で久しぶりの増加に転じるとともに、令和5年度においても一進一退の会員数を維持している。会員拡大の取組については、男性はもちろん、女性会員数の会員数の割合が38パーセントにとどまっているので、今後更に女性を対象とした広報や就業先の開拓を積極的に推進する必要がある。

また、会員の安全就業はシルバー事業の一丁目一番地であることを改めて念頭に置き、引き続き安全意識の徹底と高揚を図っていく必要がある。

さらに、インボイス制度及びフリーランス新法の導入に伴い、各センターにおけるデジタル技術の導入が喫緊の課題である。連合会としては、デジタル技術導入等の基盤整備のため、情報等を積極的に提供し研修等を開催する予定である。

II 基本計画

国内、県内と問わず高齢者にも働き方改革の波が押し寄せており、改正高年齢者雇用安定法（以下「改正高齢法」という。）が令和3年4月1日に施行され、従来65歳までの雇用義務に加え、70歳までの就業確保が努力義務とされた。県内の令和4年度末時点の会員の平均年齢は73.5歳となっており、数年来急速に高齢化が進んでいる。会員の粗入会率については、1.5パーセントと全国平均以下である。会員数は、各センターの積極的な取組により令和4年度は対前年度比で久しぶりの増加に転じるとともに、令和5年度においても一進一退の会員数を維持している。

そもそも、シルバー事業の意義については高齢者の生きがい対策につながり、それが住民の介護予防の契機となるなど、地域の活性化に寄与していることは今更言を待たない。例えば、地域においては、高齢者一人暮らし世帯への支援、乳幼児を抱える子育て世代への支援、学童保育の取組、介護予防への取組、空き家の適切な維持管理等への対応などこれまで以上の需要が見込まれる。

このような、社会・経済状況は、これまで実績を重ねてきたシルバー人材センター（以下「センター」という。）への期待が高まると同時に、それに応えていくことが地域との信頼関係が深まり地域での存在感が増し、高齢者が意欲、能力及びエネルギーを発揮することにより生きがいづくりに繋がっていくと確信する。

このため、引き続き多様な地域ニーズや企業の求人状況などを適宜把握し、就業開拓を積極的に進めるとともに、行政機関と連携した公益的分野への進出・拡大も行い、請負・委任・派遣等の事業で、受注件数、契約金額、就業延人員とも新型コロナウイルス感染症発生以前の、令和元年度の実績まで戻すことを目指すこととする。

これらのことを実現するためには、会員の拡大が基本的かつ必要条件となるため、改正高齢法39条による業務拡大の活用及び高齢者活躍人材確保育成事業による就業体験、技能講習を通じた会員の確保が急務と考える。特に女性会員の増加に力を注ぐことも重要である。また、新規加入者の確保と同時に退会希望者に対する個人面談、就業ニーズに応じた就業斡旋等退会抑止の対策を引き続き講じる必要がある。

新規就業開拓及び会員拡大を両輪として、連合会及びセンターが連携を更に密にしてマッチングを強力に推し進めることが喫緊かつ最大の課題である。

Ⅲ 事業実施計画

1 安全・適正就業推進事業

「安全は全てに優先する」を基本理念に、県内全域で安全就業対策を確実かつ効果的に実施するため、安全就業対策推進計画を策定し各種事業を展開する。また、安全就業の推進に係る指導、助言、研修、情報提供等を行うとともに、各センターと連携し会員の安全意識の醸成と啓発活動を進める。

事故数の減と重篤事故ゼロを目標とする。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 安全・適正就業推進研修会の開催(7月19日)
 - ア 安全・適正就業の推進
 - イ 安全・適正就業の事例・体験発表
- (2) 安全就業強化月間の設定(7月)と啓発強化
- (3) 安全就業標語の募集(4月～6月)
- (4) 安全・適正就業指導者会議及び安全パトロール担当者会議の開催(7月)
- (5) 安全・適正就業パトロールの実施(7月～10月)
- (6) 安全・適正就業推進委員会の開催(4月・2月)
- (7) 安全・適正就業講習会の開催(11月上旬に3箇所)
- (8) 事故状況の収集とその分析及び情報提供
- (9) 「適正就業ガイドライン」に添った業務運営

2 会員及び就業機会の拡大

(1) 会員の拡大

第2次会員100万人達成計画(平成30年度～令和6年度)で示された中長期計画の目標値の達成及び発注者からの要望に添うために会員を確保することとされていた。

しかし、令和2年4月以降は全国的に会員数が大幅に減少して、本県においても同様に大幅な減少が続いていた。このため、全シ協は第2次会員100万人達成計画(平成30年度～令和6年度)で示した中長期計画の目標値を掲げることは現実的ではないとの理由で、全シ協の令和5年度事業計画において令和5年度以降は当面、一日も早くコロナ前の水準(令和元年度数値)の会員数に回復させること目標とするとされた。

本県においては、各センターの積極的な取組により令和4年度は対前年度比で久しぶりの増加に転じた。令和5年度においても一進一退の会員数を維持している。このため、少なくとも前年度実績を上回ることとし、令和6年度末の目標会員数を令和5年度末(推計値3,220人)と比較して2.0パーセント増の3,293人とする。

具体的な内容は以下のとおりである。

- ア 連合会機関誌の発行
- イ シルバー事業普及啓発促進月間の活用(10月)
- ウ ポスター、各種普及啓発用リーフレットの作成・配布

- エ 改正高齢法 39 条の業務拡大を活用した会員の確保
- オ 高齢者活躍人材確保育成事業と連携した会員の確保

(2) 就業機会の拡大

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、県内全域でシルバー事業を展開し、高齢者が県内いずれの地域でも自らの能力や希望に応じた就業機会を享受出来るよう就業分野の開拓・拡大に係る指導・助言、情報提供を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

- ア 就業機会開発推進委員会の開催
- イ 就業開拓推進員の配置（月 10 日勤務）
- ウ ホワイトカラー就業機会開発員の配置（月 10 日勤務）

3 交流・研修事業

シルバー事業の理念への理解や事業活動の充実・発展を図るため役職員及び会員を対象として資質の向上と知識の高揚を図るため会議・研修会を開催し、積極的に参加する。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 中国ブロックシルバー人材センター協議会 会長・事務局長会議
(島根県) (4月17日)
- (2) 中国ブロックシルバー人材センター協議会 役職員研修会
(島根県) (10月29日～30日)
- (3) 中国ブロックシルバー人材センター協議会
事務局長・経理担当者意見交換会 (広島県)
- (4) 経験交流大会 (10月31日) (倉吉体育文化会館 大研修室)

4 シルバー労働者派遣事業

シルバー派遣事業の事業主体として、県内各実施事務所（各シルバー人材センター）と連携し、高齢法並びに労働者派遣法等の関係法令に則し適切に推進する。改正高齢法 39 条に基づく業務拡大により派遣先企業等の開拓、派遣会員の希望業種、職種の把握を行う。地域経済を支える側面から、人手不足となっている企業等への派遣も進める。

このため、国が設計した「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を活用

したシルバー派遣事業の推進を図る。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 派遣事業の適正な実施の指導
- (2) 派遣事業実施事務所との連携による適正な事業運営
- (3) 派遣事業運営委員会の開催
- (4) 派遣元責任者講習会への参加
- (5) 派遣労働会員に対して適切かつ効果的な教育訓練を実施する。
- (6) 派遣労働会員が安全かつ健康的に働けるよう、適切かつ効果的な衛生教育を推進する。
- (7) 派遣事業の周知・啓発リーフレットの作成・配布

5 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者を対象に実施事務所を通じて有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の有料職業紹介事業に係る統括管理を行い法令遵守による適正な有料職業紹介事業を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 職業紹介事業の適正な実施の指導
- (2) 職業紹介事業実施事務所との連携による適正な事業運営
- (3) 職業紹介責任者講習会への参加

6 福祉・家事援助サービス事業

各シルバー人材センターが実施している介護周辺業務をはじめとする生活支援サービスは、少子高齢化が急速に進展する中であって、今後益々増加するものと予想される。

このため、シルバー派遣事業による保育・介護等新たな就業分野への取組などを踏まえ、会員の確保及び女性会員の就業機会創出を通じて本事業の底上げを図る。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 福祉・家事援助サービス担当者会議への参加
- (2) 「福祉・家事援助サービス事業の手引」を活用した事業展開
- (3) 普及啓発

本事業の広報リーフレットの作成等により啓発・情報提供

7 指導・相談事業

高齢者や地域社会のニーズに的確に対応するセンターの事業展開を支援するため、指導・助言・情報提供を行うとともに、センター役職員の資質の向上を図るため研修会等を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 定期指導

「令和6年度シルバー人材センター事業指導事業実施要綱、実施要領」に基づく「シルバー人材センター指導マニュアル」による指導

(令和6年度は、倉吉市、琴浦町、湯梨浜町、三朝町、八頭町が指導対象センター)

(2) 事業を円滑に推進するための全国及び県内の情報収集・提供

(3) 事業推進に係る事務処理及び会計・経理処理の研修会の開催及び指導

(4) 事業推進のためセンターが抱える業務を中心とした研修会の開催

(5) 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会主催の会議、研修会への参加

8 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の目的や内容を県民各界・各層に広く周知し、理解を深めるため、あらゆる機会を捉えて広報に努める。特に10月の普及啓発促進月間には、地域社会・住民とふれあう機会を設定し周知・広報を行う。具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 普及啓発促進月間の(10月)の実施

(2) 就業開拓推進員及びホワイトカラー就業機会開発員により企業等訪問での周知

(3) 年間を通じた広報活動の推進

9 高齢者活躍人材確保育成事業

労働力人口の減少等により、人手不足等が顕在化している分野や現役世代の活躍を支える職種での担い手確保が課題となっていることから、当該分野で高齢者の就業促進が急務で、シルバー人材センターの役割はますます重要となっ

ている。

本事業では、高齢者及び事業所等に対して、シルバー人材センターについて積極的に周知・広報するとともに、就業体験や技能講習により高齢者が不安なく自信を持って就業できるよう必要な知識・技能の習得に努める。また、商工団体等を介し新たにシルバーを活用する事業所等の増加を目指す。

今年度は、下記事項の実施により県内の新規入会者を196人以上増加させる。

- (1) テレビ・新聞等のマスメディアを主として幅広く積極的な周知・広報を実施。シルバー未加入の高齢者、シルバー会員で職種転換を希望する者及び前年度未就業の者を対象とした、就業体験・技能講習等の実施。特にセンターで活躍する女性会員を増やすためのセミナー等を積極的に開催する。受講者等のうちシルバー未加入者に対する入会促進。
- (2) 商工団体広報誌への広告掲載及び折込チラシ等によるシルバー活用事業所等の拡大。
- (3) 目的達成等のため、日頃から各センターや会員のニーズの把握に努め、各センターとの連携を密にした業務推進を行う。

10 シルバー事業を取り巻く新しい制度に対する対応

- (1) 政省令・ガイドラインに則って、フリーランス新法が規定する就業条件明示等の確実な履行を促進する。
また、就業条件の明示を履行する上で最も簡便な方法はデジタル化であるため、「シルバー人材センターフリーランス新法就業環境整備促進事業」等を有効活用して、業務のデジタル化を促進する。
- (2) 消費税における適格請求書保存方式への対応については、インボイス制度の施行後も、業務の効率化や経過措置期間に応じた料金の設定等を通して、安定的な事業運営を図るよう促す。

11 関係団体との連携

全シ協、鳥取労働局及び鳥取県並びに関係する行政機関や諸団体との連携・協力に努めながらシルバー人材センター事業の効果的な運営を図る。